

**福島市立幼児教育・保育施設（東浜保育所、渡利保育所、
渡利幼稚園）民間移行にかかる事業者募集要領**

2025（令和7）年3月

福島市こども未来部

福島市教育委員会

1. はじめに

本市では、令和6年3月に策定した「市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」に基づき、本市全体の幼児教育・保育の望ましい姿を見据えた市立幼児教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）の再編成に着手しました。

そのひとつとして、東浜保育所、渡利保育所、渡利幼稚園の3施設については統廃合のうえ、民設民営の認定こども園の整備により受け皿を移行する方針としております。

この度、この方針に基づき、民間移行を担う事業者を本要領により募集いたします。

2. 民間移行の概要

（1）民間移行対象園の概要について

本事業は、東浜保育所・渡利保育所・渡利幼稚園の3園（以下、「移行対象園」という。）を統合し、民間移行するものである。移行対象園の概要は別紙1「民間移行対象園概要」を参照すること。

No.	施設名	所在地	受入年齢	定員		R7.2 児童数	
				教育	保育	教育	保育
1	東浜保育所	東浜町 11-46	満1歳 ～5歳		60		57
2	渡利保育所	渡利字柳小路 64			60		52
3	渡利幼稚園	渡利字沖町 128	4歳～5歳	60		24	

【参考】園別4月1日付け入所児童数推移（過去3年間）

◇東浜保育所

	R4	R5	R6
1歳児	12	10	10
2歳児	12	11	12
3歳児	12	12	13
4歳児	13	11	12
5歳児	12	12	12
合計	61	56	59

◇渡利保育所

	R4	R5	R6
1歳児	12	8	8
2歳児	11	12	10
3歳児	12	13	14
4歳児	13	13	12
5歳児	14	12	11
合計	62	58	55

◇渡利幼稚園

	R4	R5	R6
4歳児	10	5	13
5歳児	11	14	11
合計	21	19	24

(2) 民間移行の概要

民間移行に伴い事業者が設置する園（以下、「民間移行園」という。）の概要等は以下のとおり。
なお、詳細については別紙２「民間移行・運営に係る諸条件について」を参照すること。

ア 施設の種別 幼保連携型又は保育所型認定こども園

イ 開園年月日 令和 10 年 4 月 1 日

ウ 整備方法

補助整備型	施設整備補助金を受け、整備する方法。 ※補助金に関する詳細については、別紙３「施設整備事業の助成について」を参照すること。
自主整備型	上記補助金を受けず、移行先の事業者（以下、「移行事業者」という。）の自主整備により整備する方法。

(3) 移行スケジュール（予定）

日 程		内 容
令和 7 年 3 月 24 日		移行事業者公募の開始
令和 7 年度	上期	移行事業者の決定
	下期	三者協議の開始（開園まで継続）
令和 8 年度又は 9 年度		施設整備開始（令和 8～9 年度の 2 ヶ年）
令和 9 年度	引継ぎ教育・保育の開始	
	認可手続き	
令和 10 年 4 月 1 日		民間移行園開園

3. 土地・建物等の条件

以下に記載する以外の条件については、別紙４「整備予定地・渡利幼稚園既存園舎等について」を参照すること。

(1) 整備用地

市は、新園舎の整備のため、現渡利幼稚園敷地を移行事業者へ有償で貸し付ける。

(2) 建物

市は、現渡利幼稚園園舎及び構築物を無償で移行事業者へ譲渡する。

移行事業者は、定員を受入するため、譲渡された園舎を改築又は増築整備すること。なお、既存園舎を解体し、新築の園舎を整備することも可能とする。

(3) 備品等

原則として移行事業者が新たに用意することを基本とするが、市が提示する備品のうち移行事業者が希望するものについては、教育・保育の継続性の観点から無償譲渡を受けることも可能とする。なお、詳細は移行事業者選定後に、市と協議の上決定する。

4. 施設整備費について

- (1) 移行事業者は、無理のない資金計画により施設整備事業を実施すること。なお、資金計画は、国庫補助制度の改正や建築単価の高騰等に対応できるような柔軟性を持たせること。
- (2) 施設整備に係る補助金は、別紙3「施設整備事業の助成について」を参照すること。なお、施設整備にあたり、市は当該補助金以外の負担はしないものとする。
 - ※別紙3に記載の補助金額の算定方法は、令和7年3月現在のものであり、国の制度改正等により、補助制度が変更となる場合がある。
 - ※補助制度については、市の予算成立状況で交付の可否が決定されるものであるため、補助金額等は変更となる場合がある。

5. 応募資格

応募の際は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 応募時点で、社会福祉法人、学校法人、株式会社等法人格を有していること。
- (2) 応募時点で、次のいずれかの施設を通算して3年以上(同一施設が種別を変更した場合、変更前と変更後を通算して3年以上)運営していること。
 - ア 認可保育所
 - イ 3号定員が設定されている幼保連携型認定こども園
 - ウ 3号定員が設定されている保育所型認定こども園
- (3) 応募時点で、(2)ア～ウいずれかの施設を福島市内で運営していること。
- (4) 本市の教育・保育行政をよく理解した上で、教育・保育事業に熱意と理解を持ち、運営に積極的に協力できること。
- (5) 教育・保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (6) 経済的基礎を有すること。
 - ア 年間事業実施予定費の1/12を普通預金等で自己所有していること。
 - イ 財務内容及び資金計画が適正であること。
 - ウ 租税公課を滞納していないこと。
- (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第5項第4号イ～ト並びに第17条第2項各号に該当しない者であること。
- (8) 福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定するものをいう。）に該当しない者であること。
- (9) 当該事業者が行う教育・保育事業において改善の勧告・命令を受けたことがある場合は、改善が行われたと認められていること、かつ改善の勧告・命令を受けて5年以上を経過していること。

6. スケジュール、申請手続き等について

(1) 公募関係スケジュール等（予定）

ア	公募要領の公表	令和7年3月24日（月）
	・募集要領、各種様式及び資料等は本市ホームページにて公表します。	
イ	質問書の受付期間	令和7年3月24日（月）～5月2日（金）
	・質問がある場合は、「【様式1】質問書」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。電子メールで個別に随時回答します。	
	・質問及び回答は、質問者を非公表とした上で、原則として随時回答後、本市ホームページに掲載します。	
	・メールの件名は「福島市民間移行公募 質問書」としてください。	
ウ	現地見学会参加申込み受付期間	令和7年3月24日（月）～4月11日（金）
	・ <u>公募へ応募する際、現地見学会の参加が必須事項となりますのでご注意ください。</u>	
	・「【様式2】現地見学会参加申込書」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。	
	・メールの件名は「福島市民間移行公募 現地見学会参加申込書」としてください。	
エ	現地見学会開催	令和7年4月23日（水）（予定）
オ	応募申請書・関係書類の受付期間	令和7年5月14日（水）～5月23日（金）
	・【様式4】応募申請書のほか、必要な添付書類等を作成してください。	
	・期間内に、事前に来庁時間を電話予約の上、「11. 問い合わせ・書類送付先」に記載の窓口を持参してください。なお、持参を原則としますが、やむを得ない事情により郵送で提出を希望される場合は、期間内に必着となるよう送付してください。	
	・来庁・予約受付：期間中の平日午前8時30分～正午、午後1時～5時	
カ	実地調査の実施	令和7年6月上～中旬（予定）
キ	一次審査（書類審査）実施	令和7年6月下旬（予定）
ク	二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年7月下旬（予定）
ケ	移行事業者の決定	令和7年8月上旬（予定）

※スケジュールに変更があった場合は、別途本市ホームページで公表します。

※上記カ、キ、クの日程等については、応募事業者へ個別に通知します。

(2) 応募申請書等の作成について

【様式3】提出書類一覧（兼チェックリスト）を参考に、応募書類作成にあたっての注意事項をよく確認のうえ、作成及び添付資料を準備すること。

7. 選定方法、選定基準等について

移行事業者の選定にあたっては、「福島市民間移行事業者選定委員会」による選定を踏まえ、福島市長が移行事業者を決定する。また、移行事業者の決定後、市と移行事業者との間で、民間移行園開園までの期間に係る覚書を締結することとする。覚書の内容は、市の定めるところによる。

選定方法等は別紙 7-1「移行事業者の選定方法等について」を、選定基準は別紙 7-2「選定基準表」を参照すること。

なお、次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その事業者を失格とする。

ア 「5. 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合。

イ 選定後、市の承諾を得ずに応募内容を変更した場合。

ウ 施設整備等を伴う場合に、建築基準法等により必要な協議を関係機関と行っていないと確認された場合。

エ 引継ぎ教育・保育や三者協議等、民間移行に係る手続きにおいて、保護者及び地域への説明や対応が誠実に行われていないと確認された場合。

オ 令和 10 年 4 月 1 日までに幼保連携型又は保育所型認定こども園として認可（認定）を受けられなかった場合。

カ その他、民間移行を適切に履行することが困難であると市が判断した場合は、移行事業者と協議の上、決定を取り消すことがある。

また、現渡利幼稚園園舎及び構築物の無償譲渡については、移行事業者の決定後に福島市議会の議決を受けて実施することになるが、その議決が受けられない場合には、移行事業者の決定を取り消すことができるものとする。

上記に該当するなどにより、移行事業者の決定が取り消しとなった場合、締結した覚書に基づき対応するものとする。

8. 引継ぎ教育・保育について

引継ぎ教育・保育は、移行事業者決定後に市が策定する計画に基づき実施するが、概要については別紙 5「引継ぎ教育・保育について」を参照すること。また、引継ぎの実施に当たって必要となる人員等については移行事業者において適切に確保すること。

なお、引継ぎの実施にかかる経費については、市が定める範囲内で一部を負担する予定であるが、予算の状況により市が負担する内容が変更となる場合がある。

9. 三者協議会について

民間移行に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児の教育・保育環境の変化に配慮しながら新しいこども園を築き上げていくことを目的として、移行後の運営に関する諸事項について、移行対象園の保護者代表・移行事業者・福島市の三者で協議するため、別紙 6「三者協議会の設置について」に基づき、移行事業者の選定後に三者協議会を設置する。

10. 募集にあたっての注意事項

- (1) 本募集要領により応募する事業者は、必ず、子ども・子育て支援新制度や関係法令等の把握に努めること。
- (2) 本募集要領により移行事業者として選定を受けた場合でも、認可等の申請手続きが別途必要となる。また、認可等の申請時点において、関係法令等の基準を満たす必要がある。

- (3) 施設整備補助の対象とならなかった場合や、本市の予算が成立しない場合、並びに現渡利幼稚園園舎及び構築物の無償譲渡について市議会の議決を受けられなかった場合は事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても、本市は一切その責任を負わないことをあらかじめ承知の上、申請すること。
- (4) 複数の応募があった場合等には、審査項目に基づき申請内容を審議し、適正と認める事業者を選定する。なお、評価が一定の水準に満たない場合は、選定されない場合がある。
- (5) 選定後の応募内容の変更は、原則として認めない。ただし、サービス向上につながるものや施設の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ない場合は、市と協議の上認める場合がある。
- (6) 提出された書類は返却しない。また、資料作成等に係る費用は事業者負担とする。
- (7) 本募集要領に定めのない事項については、本市の指示に従うものとする。

11. 問い合わせ・書類送付先

福島市 こども未来部 幼稚園・保育課 幼保企画係

【令和7年4月より こども未来部 幼保企画課 幼保企画係】

〒960-8002 福島市森合町10番1号

TEL 024-597-6726

FAX 024-572-3419

メール kodomo@mail.city.fukushima.fukushima.jp